

令和6年度の障害福祉サービス等処遇改善計画書の提出にあたりまして、「見える化要件」について情報公開をいたします。

見える化要件とは、特定処遇加算の取得状況や賃金改善以外の処遇改善に関する取り組み内容を外部から見える形で公表することです。

令和6年度 処遇改善加算等の取得状況

当事業所では、福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)と福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(Ⅱ)福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を取得しています。

当事業所では下記の取り組みを行なっており、要件1を満たしております。

職場環境等の要件

●資質の向上

- ・職員の育成のための指導担当者制度等の導入
- ・働きながら福祉・介護職員等の資格取得を目指す者に対して相談支援従業者研修、児童発達支援管理責任者研修の受講支援、強度行動障害支援者養成研修、所内の各種研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援

●労働環境・処遇の改善

- ・5S活動等の実践による職場環境の整備
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による所在の明確化
- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化、及び個々の職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善

●生産性向上のための業務改善の取組

- ・業務手順の作成や、活用等による情報共有や作業負担の軽減
- ・ICT活用による福祉・介護職員の事務負担軽減、業務省力化

●両立支援・多様な働き方の推進

- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、非正規職員が正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇が習得しやすい環境の整備
- ・子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実

特定処遇改善加算

キャリア(経験・技能)のある福祉・介護職員に対し、更なる処遇改善をおこなっています。